

米軍基地返還における宜野湾市商工事業者の受注機会に関する意見書

戦後 70 年に渡り、本市は市面積の 32.4%にあたる米軍基地を抱え、市民の生活及び経済活動が大きな損失を余儀なくされる中、今年度末に返還される西普天間住宅地区及び市道宜野湾 11 号の一部返還については歓迎しております。

市内の商工事業者におきましては、中小・零細企業が大多数を占め、独自に企業努力をしているにもかかわらず、経済状況のあおりを受け苦しい企業経営をしております。また、若年従事者の離職や新規就業者の減少による建設従事者の高齢化などにより、地元建設関連事業所の存続等、深刻な不安が惹起しております。

政府においては、地域の消費の直接喚起を目的に多種多様な経済対策事業を実施しているところではありますが、まさに地元企業の活力こそが地域の活性化につながるものであり、地域の活性化をより円滑に行うためには、納税事業者である市内事業者が受注しやすくなるような配慮が必要であると考えております。

普天間飛行場の基地負担が続くなか、宜野湾市に所在する商工事業者が負担に応じた仕事も存在する状況を作っていただき、また普天間飛行場の跡地利用計画などが進んでいく中で、人材育成等の観点からも市内の業者が建設、文化財、磁気探査、環境調査等の工事を受注し、返還跡地利用にかかわっていくことが極めて重要であります。

つきましては、宜野湾市の地域経済を担う商工事業者の発展ひいては雇用の確保、生活基盤の環境整備等の見地から市内建設事業者への工事の受注機会を拡大していただきますよう要請いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

沖縄県宜野湾市議会

【あて先】 内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄防衛局長